

下仁田町イベント用品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、観光事業の振興及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、町が購入したイベント用品(以下「用品」という。)の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業 町内への観光誘客及び集客に効果があると町長が認める事業
- (2) 地域コミュニティ 自治会及び複数の自治会で組織する自治組織等地域住民の交流を促進すると認められる団体

(貸出用品)

第3条 貸出用品は、別表第1のとおりとする。

(貸出対象)

第4条 用品の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 観光事業を行う個人、法人又は団体
- (2) 地域コミュニティの代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

2 用品を使用することができるイベント等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) イベント等の目的が、観光事業の振興、地域コミュニティの活性化のいずれかに該当すると認められること。
- (2) 用品の使用場所が町内であること。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りでない。

(貸出期間)

第5条 用品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、貸出及び返却日については平日のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは貸出期間を延長することができる

(貸出申請)

第6条 用品の貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、イベント用品使用申込

書(様式第1号)に必要な事項を記入して、使用予定日の10日前の日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による貸出申請は、使用予定日の60日前から受理するものとする。

(貸出承認)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を承認するものとする。

- (1)法令及び公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2)用品を破損又は著しく汚損させるおそれがあると認められるとき。
- (3)申請者が過去に物品を借り受けた際に不適切な使用等が認められたとき。
- (4)その他町長が貸出しについて適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により貸出を承認するときはイベント用品貸出承認書(様式第2号)により、承認しないときはイベント用品貸出不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、物品の貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

(貸出料)

第8条 物品の貸出料は無料とする。

(使用者の義務)

第9条 用品の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1)貸出期間中、管理責任者の注意をもって用品を管理すること。
- (2)用品は承認されたイベント等でのみ使用すること。
- (3)使用後の用品は必ず汚れを落とし乾燥させること。
- (4)その他町長が付した条件に従って用品を使用すること。

(貸出承認の取消し)

第10条 用品の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1)この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2)虚偽の申請内容で貸出承認を受けたとき。
- (3)その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、貸出の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を

一切負わない。

(賠償等)

第11条 使用者は、用品に破損、汚損、紛失等の損害を生じさせたときは、その原因にかかわらず、町長の指示に従い、使用者の責任及び負担において用品を原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 用品の使用により生じた事故等については、使用者の責任において処理するものとする。

3 町長は、用品の使用により使用者が被った損害等に対する賠償責任を負わないものとする。

(庶務)

第12条 用品の貸出等に関する庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、用品貸出等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

用品名称	数量	備考
かんたんテント	13 基	3m×6m、天幕(黄色)
かんたんテント用重り(1 基 4 個使用)	13 組	
長机	12 台	1.8m×0.6m
椅子	85 脚	
小テント	1 基	2.0m×2.0m
非接触型検温計(手をかざす体温計)	1 基	
非接触型検温計用スタンド	1 基	
手指消毒液用足踏式ディスペンサー	5 基	
日除けテント	1 個	2.9m×2.9m